

## 通信制高校サポート校等就学支援事業補助金交付要綱

### (趣旨及び目的)

第1 この要綱は、サポート校等を利用する低所得世帯の者に対し、その利用料を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、サポート校等を利用しやすい環境を整備するとともに、高校卒業資格の取得及び社会的自立を促すことを目的とし、通信制高校サポート校等就学支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 通信制高校

通信制課程を置く高等学校をいう。

#### (2) サポート校等

次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 通信制高校の面接指導等のための施設

イ 高等学校通信教育規程第3条に定める協力校

ウ 学校教育法第55条に定める技能協力施設

エ 通学型通信制高校

オ 上記以外の施設で、通信制高校と提携し、面接指導等又は学習面・生活面でのサポートをする施設であって、知事が認めるもの

#### (3) 利用料

利用者又はその保護者等がサポート校等に納付する費用のうち、指導関連費、施設費等のサポート校等での活動に必要と認められる費用をいう。

#### (4) 保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

### (補助対象者)

第3 補助対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

(1) 当該年度の申請日に、県内に住所を有するサポート校等利用者又はその保護者等

(2) 県内に住所を有するサポート校利用者又はその保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されない者又は、当該年度の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割が翌年度において非課税相当となることが見込まれる者

(3) 当該年度にサポート校等に利用料を納付した利用者もしくはその保護者等、又は当該年度にサポート校等への利用料の徴収が猶予されている者

(補助対象経費及び補助額)

第4 補助対象となる経費及び補助額は、別表に掲げるものとする。

(補助金交付方法)

第5 補助金の交付は、サポート校等利用者又はその保護者等の申請による。なお、サポート校等は、申請者の依頼により、サポート校等利用者及びその保護者等に代わって、補助金を受領し、利用料の債権に充当できるものとする。

2 補助金の交付回数は、サポート校等利用者1人につき年1回とし、通算4回を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金交付申請及び実績報告兼口座振込依頼書」(様式第1号)に次の書類を添付し、サポート校等を経由して、知事に提出するものとする。

(1) 申請日の属する年度において、サポート校等に利用料を納付したことがわかる書類

(2) 申請日の属する年度のサポート校利用者又はその保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(課税証明書、非課税証明書等)

(3) 申請日の属する年度において、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されている者であって、特別の事情が生じたことにより、当該年の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割が翌年度において非課税相当となることが見込まれる場合は、その状況がわかる書類

(4) 住所の転入等により、課税証明書が県外市町村での証明となる場合は、申請日現在、県内に居住していることがわかる書類(住民票等)

(5) 利用料の徴収が猶予されている者で、サポート校等に補助金の受領を委任する場合は、「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金口座振込依頼書兼委任状(様式第2号)」

2 サポート校等においては、利用者又はその保護者等からの申請があったときは、別に定める日までに、「利用証明書」(様式第3号)に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

(1) 通信制高校が運営するサポート校等の場合は、組織図や学則等のサポート校等との関係がわかるもの

(2) 前号によらない場合は、通信制高校との委託契約書等の写し

(3) 申請者より補助金の受領を委任されている場合は、「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金口座振込依頼書兼委任状(様式第2号)」

(補助金の交付決定)

第7 知事は、前条の規定により書類の提出があったときは、審査を行い、交付すべきものと認めるときは、申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による書類は、実績報告を兼ねるものとし、併せてこの補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第8 補助金の交付後に、サポート校等の利用を中止した場合や、虚偽の申請を行ったこと等により補助金を不正に受領したことが明らかになった場合等において、当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 補助金を受領した者は、前項の規定により補助金を返還するときは、別に定める日までに、「通信制高校サポート校等就学支援事業補助金返還申出書(様式第4号)」を知事に提出するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助額
利用者又はその保護者等が、サポート校等に納付する費用のうち、指導関連費、施設費等のサポート校等での活動に必要と認められる費用	10分の10以内 ただし、サポート校等利用者1人あたり年額100千円を上限とする。